

塩谷町告示第 13 号

塩谷町に住民登録している下記の者について、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、居住していないことを確認し、住民票を令和 6 年 9 月 30 日に消除したので、同条第 4 項後段の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

塩谷町長 見形 和久

記

職権で消除した者

住 所	氏 名
塩谷町大字大宮 8 8 8 番地 1	WANG XU
塩谷町大字大宮 8 8 8 番地 1	ZHANG BOFENG

以上